

# 「れいほく・志岐ファンクラブ」会員規約

## （名称）

第1条 この会の名称は、「れいほく・志岐ファンクラブ(以下ファンクラブ)」と称する。

## （目的）

第2条 このファンクラブは、志岐城の城主であった志岐氏を縁として繋がった方々に、苓北町を応援していただくとともに、豊かな自然や特色のある歴史と文化など苓北町が有する魅力や苓北町のイベント・観光・物産品などの地域情報を広く発信することを目的とする。

## （事務局）

第3条 ファンクラブの事務局を熊本県天草郡苓北町志岐660番地 苓北町役場企画政策課内に置く。

## （会員）

第4条 会員とは、本規約を承諾のうえ、志岐氏を称している者及び祖先が志岐氏を称していた者で、入会手続きを完了した者をいう。

2 自らが暴力団、暴力団関係の構成員や宗教団体への強制、勧誘活動、違法な販売活動を行うものでないこと。

## （入会手続）

第5条 ファンクラブに入会を希望する者(以下「入会希望者」という。)は、「入会申込書」を事務局に提出して入会の手続きを行う。

2 入会希望者は、入会の申込みにあたり、次の各号に掲げる事項に同意するものとする。

(1) 事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレスその他個人を特定するために必要な情報(以下「会員の個人情報」という。)を名簿に登録すること。

(2) ファンクラブの運営上必要な場合に限り、管理者が会員の個人情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会の承諾をしないことができる。

(1) 入会申込みにあたり記入した内容に虚偽の記載があった場合

(2) 入会を承認しない正当な事由がある場合

4 第1項の入会申込みを受けたときは速やかに審査を行い、申込みを適正と認める場合は、当該入会希望者に対して、事務局は会員証を発行する。会員証は、他人への転売、貸与、譲渡はできない。

## （入会金及び会費）

第6条 ファンクラブの入会金及び会費は、無料とする。

## （事業）

第7条 ファンクラブは、第2条の目的を達成するため、会員に対する情報の提供、会員を対象とした物産品等の提供、サービスの設定その他必要な事業を行うものとする。

## （禁止行為）

第8条 会員は、ファンクラブの利用にあたっては、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 他の利用者、第三者又はファンクラブの著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

- (2) 他の利用者、第三者又はファンクラブを誹謗中傷する行為、及びファンクラブの運営を妨げ又は誹謗する行為
- (3) 事実と反する情報、その他公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある情報を、他の会員及び第三者に対して提供する行為
- (4) 選挙運動又はこれに類する行為、その他の政治宗教に関する行為
- (5) 事務局の承諾なく、ファンクラブの情報に関連して営利を目的とした行為又はその準備を目的とした行為
- (6) その他、法令等に違反する行為、又はそのおそれのある行為

(会員の届出義務)

第9条 会員は住所、氏名、電話番号、メールアドレス等その他の入会申込書の記載内容に変更が生じた場合又は、退会する場合は、事務局に対してすみやかに変更・退会の手続きを行わなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が、事務局に対して退会届を提出したときは、当該会員は会員資格を喪失するものとする。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為をしたと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項又は、第8条の各号に掲げる行為を行ったとき。
- (2) 入会申込書に虚偽の記載があった場合
- (3) 入力されている情報を不正に改ざんした場合
- (4) その他、事務局が会員として不適当であると判断した場合

(損害賠償)

第11条 事務局は、ファンクラブの運営に関して生じた会員の損害、会員同士又は会員と第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに対し、いかなる責任も負わず、また一切の賠償する義務がないものとする。

(個人情報)

第12条 ファンクラブは、会員の個人情報を、本事業の運営目的以外に利用しないとともに、本人の承諾なく第三者に開示、提供しないものとする。

(規約の変更)

第13条 事務局は、ファンクラブの運営上必要が生じた場合は、規約を変更することができる。この場合、ホームページへの掲載等の方法により、会員に対して当該変更の内容を周知するものとする。

附則

この規約は、平成24年9月6日より施行する。